

最高裁判所(第二小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 相続税更正処分取消請求上告事件
国側当事者・国

平成22年10月6日棄却・確定

(第一審・大分地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年2月4日判決、本資料258号-26・順号10884)

(控訴審・福岡高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年11月27日判決、本資料258号-224・順号11082)

決 定

上告人	甲
同訴訟代理人弁護士	鳥飼 重和ほか
被上告人	国
同代表者法務大臣	柳田 稔
同指定代理人	西川 英之

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成22年10月6日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 古田 佑紀

裁判官 竹内 行夫

裁判官 須藤 正彦

裁判官 千葉 勝美